平成２９年（フ）第１０３８号
京都府木津川市木津川台１丁目20番地５
破産者　萩原　孝一
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３９号
京都府木津川市木津川台１丁目20番地５
破産者　萩原　敏子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５６号
山口県宇部市神原町２丁目１番22号
破産者　川本ヨネ子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２３６号
香川県高松市牟礼町牟礼3119番地８　103号
破産者　赤澤　孝雄
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２５５号
長崎県長崎市戸石町1301番地９　フェリーチェＪ204
破産者　有門　春菜
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３３８号
熊本市北区清水新地５丁目13番１―503号
破産者　松龍　　孝
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４１号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼35番地１
ル・ヴァン・ボア　301号
破産者　島田　智広
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７１２号
埼玉県和光市新倉２丁目11番58号
破産者　田原　勁太
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６０２号
札幌市中央区南20条西12丁目１番26号
破産者　三國　　勝
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０３号
札幌市中央区南20条西12丁目１番26号
破産者　三國　洋子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５０号
札幌市手稲区曙４条３丁目13番17号　アストリア曙２－Ｃ
破産者　山谷　和雄
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７号
群馬県富岡市一ノ宮1735番地１　シルクハウス一ノ宮Ⅱ、破産手続開始決定時の住所群馬県富岡市七日市1415番地２
破産者　奥崎　一男
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１４８号
群馬県富岡市一ノ宮1735番地１　シルクハウス一ノ宮Ⅱ、破産手続開始決定時の住所群馬県富岡市七日市1415番地２
破産者　奥崎恵美子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１９７号
群馬県藤岡市立石新田24番地２　ハイツフレンド藤岡Ⅱ101号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市新町2440番地６
破産者　橋本　重人
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第３２７号
埼玉県入間市東藤沢５丁目26番20号　レジデンスたつみＢ201、破産手続開始時の住所埼玉県入間市小谷田１丁目16番12号
破産者　田中洋一郎
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５５７号
埼玉県川越市砂新田５丁目37番地11
破産者　村田　進一
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６６号
埼玉県熊谷市新堀新田646番地31、旧住所埼玉県熊谷市拾六間386番地２
破産者　久保田由美子
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２５９号
埼玉県深谷市本田6194番地　介護支援はうすゆず
破産者　清水　賢一
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部